

平成19年第1回
かすみがうら市議会定例会会議録 第3号

平成19年3月13日（火曜日）午前10時01分 開 議

出席議員

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 古 橋 智 樹 君 | 11 番 | 矢 口 龍 人 君 |
| 2 番 | 小松崎 誠 君 | 12 番 | 和 田 正 美 君 |
| 3 番 | 加 固 豊 治 君 | 13 番 | 藤 井 裕 一 君 |
| 4 番 | 古 川 誠 一 君 | 14 番 | 矢 口 栄 造 君 |
| 5 番 | 井 坂 悦 司 君 | 15 番 | 桂 木 庸 雄 君 |
| 6 番 | 佐 藤 文 雄 君 | 16 番 | 関 利 夫 君 |
| 7 番 | 中 根 光 男 君 | 17 番 | 圓城寺 正 道 君 |
| 8 番 | 鈴 木 良 道 君 | 18 番 | 栗 山 千 勝 君 |
| 9 番 | 石 井 幸 雄 君 | 19 番 | 山 内 庄兵衛 君 |
| 10 番 | 小座野 定 信 君 | 20 番 | 廣 瀬 義 彰 君 |

欠席議員

出席説明者

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 市 長 | 坪 井 透 君 | 保健福祉部長 | 山 中 修 一 君 |
| 収入役職務代理者 | 鈴 木 弘 君 | 土 木 部 長 | 横 瀬 典 生 君 |
| 教 育 長 | 大 竹 三千代 君 | 消 防 長 | 岡 崎 勉 君 |
| 市長公室長 | 久保田 治 嗣 君 | 教 育 部 長 | 塚 野 勇 君 |
| 総 務 部 長 | 武 田 芳 樹 君 | 水 道 課 長 | 貝 塚 成 人 君 |
| 市 民 部 長 | 飯 島 博 君 | 農業委員会事務局長 | 山 口 勝 徑 君 |
| 環境経済部長 | 菅 谷 憲 一 君 | | |

出席議会事務局職員

| | | |
|-------|-----|---------|
| 議会事務局 | 局 長 | 芝 山 唯 光 |
| 〃 | 係 長 | 元 木 義 和 |
| 〃 | 主 任 | 坂 本 敏 子 |

議事日程第3号

平成19年3月13日（火曜日）午前10時01分開議

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 栗山千勝 議員
- (3) 井坂悦司 議員

日程第2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 栗山千勝 議員
- (3) 井坂悦司 議員

日程第2 休会について

本日の一般質問通告事項一覧

| 通告順 | 通告者 | 質問主題 | | 答弁者 |
|-----|------|-------------|--------------------------------|-----|
| | | (質問の大区分) | (質問の小区分) | |
| (5) | 古橋智樹 | 1. 行政全般について | 1) 税源移譲と歳入の安定について | 市長 |
| | | | 2) 三位一体改革と行政評価について | |
| | | | 3) 道州制に対応する新たな市町村合併の動きについて | |
| | | | 4) 合併特例債による事業の変更と国・県政施策の招致について | |
| | | 2. 産業振興について | 1) 産業種別に応じた予算の配分について | |
| | | | 2) 市内の第一次産業ブランド化施策について | |
| | | | 3) 交通基盤整備と産業基盤整備との連携について | |
| | | | 4) 入札制度について | |
| | | 3. 教育行政について | 1) 学校統廃合による教育の充実について | |
| | | 4. 環境行政について | 1) 悪臭への対策について | |
| | | 5. 福祉行政について | 1) 高齢者や障害者に応じた雇用や請負の機会について | |

| | | | | |
|---------------------|-------------------------------------|------------------|-----------------------------|----|
| (6) | 栗山千勝 | 1. 行政全般について | 1) 大型養鶏場からの悪臭対策について | 市長 |
| | | | 2) 旧千代田町で大型養鶏場建設許可の有効期限はいつ | |
| | | | 3) 市民サービスは、合併前と合併後でどう変わったか | |
| | | | 4) まちづくり建設計画(合併特例債)事業の進捗状況は | |
| | | | 5) 財源の確保はいかに、その方策 | |
| (7) | 井坂悦司 | 1. 行財政の抜本見直しについて | 1) 前例踏襲形施策からの脱却 | 市長 |
| | | | 2) 不要不急事業の見直しについて | |
| | | | 3) 官と民の役割分担について | |
| | | 2. 教育施設整備について | 1) 志筑小学校改築移転計画について | |
| 3. 児童生徒の安心安全な育成について | 1) 児童館の無い地区の児童生徒の安全対策 | | | |
| 4. 高齢者世帯の実態把握について | 1) 少子高齢化時代といわれているが本市の高齢者家族の実態はどうなのか | | | |

開 議 午前10時01分

○議長(矢口栄造君)

おはようございます。

ただいまの出席議員は、20名で、会議の定足数に達しております。よって、会議は成立いたしました。

これより、ただちに本日の会議を開きます。

それでは、日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。これより、通告順に順次発言を許します。1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番(古橋智樹君)

平成19年第1回の一般質問2日目の私からの質問に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

今回が私にとりまして、初めての一般質問であり、さらには本会議における市議会議員としての初めての陳述となります。

私は、このかすみがうら市及び本議会における沿革と私のさまざまな境遇が、良きにつけ悪きにつけ一期一会でありますことを切要に、先般の市議会議員選挙において、義を見てせざるは勇無きなりという想いで出馬いたしました初心を忘れることなく、本日の一般質問に至った次第であります。坪井市長をはじめとしました執行部の皆様、当市議会議員の諸先輩方、当市役所の皆様、そして支援して下さった市民の皆様、私もまだ不慣れなため、いささか言葉が過ぎるか

かもしれませんが、かすみがうら市の地域愛としての発言ゆえにご理解とご容赦いただくことをお願いいたしまして、通告に従い一般質問を行いたいと存じます。

まずはじめに、行政全般の質問として、税源移譲と歳入の安定について質問いたします。先週3月9日には、国民投票法案が話題となる中、我々地方自治体を構成する者としては、同日閣議決定されました地方公共団体財政健全化法案が今国会に提出されるとういうことで、責任をより一層に感じる次第であります。この法案は公債費現在高を基軸に将来に渡る各財政比率、すなわち将来世代負担比率の公表が義務化されるものであります。しかしながら、各地方公共団体は、主たる財源として税源移譲される市税、合併特例債の原則は3分の2を補填とされながらも縮減されていく地方交付税、そして地方債、これらにより、事業の効果を精査しながらまちづくりを運用、整備していなければならないという宿命があります。これは地方分権として国から独り立ちさせられる全国1,800余の市町村の一つでありますかすみがうら市が、かすみがうら市民の信用をゆるぎないものとするために財政の心持と工夫をお示しいただくものであります。平成12年の地方分権一括法施行後、国や県から権限移譲としての事務が着々降りてくる最中、財源としても地方公共団体が独自に扱える枠として、平成19年から国税である所得税率が、地方公共団体の市民税と県民税の税率へ移譲され、当市としては、国税であれば欠かすことなく所得譲与税として国から配分されておりましたが、今後は、市民税の税収の割合が増す以上、未済となることなく歳入を安定させなければならないものであります。そのためにも、市は申告所得税の徴収率と市民税の徴収率が等しく、もしくは国税以上の徴収率とならなければ、税源移譲される意味がなくなってしまうのであります。

市の歳入として、地方交付税が削減される見通しばかりに気をとられがちになりますが、所得譲与税が減った一方、利子割交付金等の算定基準が県民税であることから、税源移譲に伴うこれら交付金等は今後も継続した歳入の見込みはあるのでしょうか。そして市の機構改革として今回の定例会で提案されておりますけれども、収納を専門に扱う課が設置されるとのことですが、市税以外の負担金の保育料なども扱うのでしょうか。合併後は、合併特例債による大型事業を打ち立てておりますが、合併特例債による公債費は、地方交付税として歳入の確約がなされているとのことですが、市民税として一時収入額を見越すあまり、事業効果として地域の収益循環を図る精査がなされないまま大型事業の発注へ急ぐことが懸念されるものでもあります。市としては、合併特例債による事業を遂行することも目標であります。市内への大きな流入が今現在無いとするなら、採算にとらわれず公正公平な市政運営をする以上、公債比率を下げ、さらには公債費の利子についても減らすことが目標の一つであると考えことから、会計管理者が設置された際には、国から税源だけではなく、信頼も移譲されるものとして、市政の信頼を損なうことなく、歳出の他、歳入面においても監理され、市政の信頼を損なうことなく市政の信頼を増すことに期待するものであります。税源移譲により財源不足との厳しい試算がある中、住民税比率が増し、今後の歳入変革にどのように対応し、市の自主財源をどのように維持するかご所見をお伺いいたします。

次に、行政全般の質問として三位一体改革と行政評価について質問いたします。全国の地方自治体は、国の傷みを伴う三位一体改革に対して、歳出削減に応じるほかにほとんど術がない状況であります。ましてや現在のかすみがうら市にとっては、大きな流入がない以上、歳出削減を改革という言葉に代え、国策や社会の動きにより増えつづける事務事業がありながらもひたすら耐

えに耐え応じなければならない状況にあります。この質問は、市の事務事業が執行後にどのように反映され、改善、反映されるかをお示しいただくものであります。国で掲げる三位一体改革は、地方公共団体にとってその煽りを受け、歳入の再編に足らず、歳出面の削減再編を余儀なくされ、四位一体の改革とならなければなりません。当市においては、合併後、事務事業の微調整をほぼ終えたところではあります。予算の編成時のみに行政評価と称した予算査定がなされ、歳出の削減に努めている状況であります。各種事業の評価は、最終的な効果が市民本意によって評価されなければならないのであります。そのためにも、事業当初の分析、設計、実行後のモニタリング、すなわち行政評価が客観的監視として働かなければ改善や再構築に繋げることができないのであります。事務事業の執行において、年度内1回ではなく、事務効率が落ちない限りは、定期的に、もしくは行程ごとに行政評価のサイクル数を設ければ、設けるほど論議が生まれ、市民本意となるものであります。インターネットにより市民の即時性のある意見をもらうことも可能な時代であり、一市民1ユーザの登録により、真実性を持たせることも可能であります。実践的には、庁内において通常、負担行為後の行政評価に、負担行為前の設計・計画案の段階に評価を加えた、最低2回の行政評価を庁内事務に定着させ、市民本意性のある目標達成や効率化を図れるものと考えていることからご所見をお伺いいたします。

続きまして、行政全般の質問として道州制に対応する新たな市町村合併の動きについて質問いたします。約4万6千人というこのかすみがうら市内における事務事業の決定権限において、都市計画区域内の許可など国や県に権限があるものが存在します。私たちは町から市になりましたが、各々特例措置は与えられたものの、まちづくりの即効性を持った権限を備えたわけではありません。そういった状況から、自らのまちづくりは、より自らの地域が行えるために、さらには大きな上級庁となる道州制にも備え、まちづくりの権限を新たに持つために再度合併を行うという観念がございますけれども、近隣の自治体でもこの観念に対する動きを昨日の質問にもありましたが私も耳にしております。そして、地方自治法には、市町村の規模により権限が異なることを定めてございます。人口20万人以上であれば特例市、30万人以上であれば中核市、50万人以上であれば皆様もご承知のとおり政令指定都市。これらの権限の違いは、自治体が地域状況の判断を自ら行うことができるのか、それとも国や県が判断するのかという権限の幅が異なるという点であります。財源だけではなく、人口がいかん、まちづくりのためにキーポイントであるかということが法令的にも規定されているわけでございます。先に行われました総合計画基本構想審査特別委員会について、本定例会の初日に小座野委員長の報告がございましたけれども、同日配布されました会議録において私の発言いたしました部分について、私の主旨とは異なる会議録になっているようでありまして、単に1万人増を見込めばとの記述に要約されておりました。私は、税源移譲で市民税が自主財源においてより要になるということに加え、権限をもった特例市になるために、例えば近隣の土浦市とかすみがうら市の人口を合せて約18万8千人であることから、1万人ほど足りないということで、総合計画としても選択の余地を記しても良いのではということで提言した次第であります。単に1万人を増やすということは、1世帯を2人強として4千から5千世帯を増やすということですから、大型マンションが10棟、20棟だけではまだまだ足りないという規模であります。この人口課題については市の現状において、神立停車場線の早期完成、神立駅前再開発、石岡千代田バイパスに伴わせた千代田石岡インターチェンジ周辺の用途を調整した有効活用、さらには霞ヶ浦庁舎周辺の都市計画として無指定の区域の有効活用をしたこ

となど、材料としてまちづくりとしてめざせるわけでございます。質問としてややそれでしたが、この質問は、市の財源収入が、将来も横ばい若しくはそれ以下であるのなら、この人口ということによるまちづくりの選択の余地、例えるのならかすみがうら市の外交施策をどのように捉えられているのかお示しいただくものであります。昨日の質問にございましたけれども、国の地方制度調査会が昨年発表しました答申において、道州制について基本的な考え方、区域例などが地方分権を推進するものとして示されたものであります。近隣では、つくば市が合併により20万人を超え、平成19年4月から特例市として、都市計画法一部の開発許可や悪臭・騒音防止法の地域指定をはじめとする各種権限が委譲されたわけでありまして。これも地方公共団体が自らの手でまちづくりを行う鑑と言えましょう。こういった最中、土浦市やつくば市ではコンベンション施設、即ち公共性のある施設を基盤とした広域的な案内事業を以前から実施し、両市の交流を担っております。その他、圏央道やつくばエクスプレスの開通により土浦市、牛久市、つくば市が茨城県南の業務核都市として位置付けられ、地方分権改革とは角度の異なった受け皿を持ち、県南の中核を確実にするために、さらなる50万都市をめざす動きについて、私も聞き及んでいる次第ということでございます。かすみがうら市の合併特例債による事業の中には、当市の特異な行政界の形状や位置関係から、負担行為とするまでも十分な精査が必要とされる要素があり、依然として合併事業の成果を発揮し難い地理的要素があるわけでありまして。旧町からの事業も含め、将来的に行政の広域規模がいかに大きくなろうとも地域代表のシンボル、象徴となり得る価値のある事業を後世に残すためにも、事業の配分を見直す必要性はあるのではないのでしょうか。果たして、道州制が推進され、近隣のさらなる合併の機運醸成に対して当市は、自己の事業成果を地形から発揮し難い状況の改善に専念してしまう余り、近隣の動きを気にすることなく我が道を行くで良いものであるか、そして地域価値として残る事業の絞込みや近隣との対外施策をするものであるのかご所見をお伺いするものであります。

続きまして、行政全般の最後の項目として合併特例債による事業の変更と国・県政施策の招致について質問いたします。合併当時の3年前と現在ではかすみがうら市を取り巻く状況も変わってきておりますが、依然、かすみがうら市のまちづくりは合併特例債による事業がメインとなっております。私達は、国税、県民税を払っても近隣の市町村には次々と茨城県の高規格な施設が作られ、同じ県民として当市に無いことがとても残念に思えばかりであります。石岡千代田バイパスもかれこれ何年待ち続ければよいのでしょうか。大和田バイパスも国道でございますけれども当市の大きな負担割合で実施している状況であります。国や県へ正面からオープンに事業の要望をいたしましても、そう容易く実現できるわけではありません。政治的にパイプをつくることも、行政的につくることも、最終的には地域の価値や魅力、地域の人間がどれだけ情熱があるかということ为先方に理解していただいて実現へ繋げられるものと存じます。坪井市長には市の内政を任せられる体制に構築していただき、市の代表として外交を存分に活動していただければと願うものであります。先般のおよそ126億円という合併特例債の対象事業により、合併が行われたという沿革を私は尊重しております。これらの事業は、合併協議会において合併のための担保の一つとして審議、計上され、各旧町の議会において新市建設計画として総括採択されたわけでありまして、かすみがうら市としてこれら特例債事業を現状において再分析をする余地がないのでしょうか。また、大型の事業費にしては市民には、前述の合併の一環としての周知のみで、かすみがうら市として改まった広報はされていないことから、市民に当該事業の浸透が不足してい

るものと思われます。まだ2年間ほどの市政運営ではありますが、国や県との培った関係にも少なからず可能性を見出して、特例債事業の種類によっては、より広域的な効果分析に見直して、国や県の事業としての割合を増やせる方向に再度検討をできないものか、そして合併特例債による大型事業からの市の負担軽減や費用効果再分析に加え、大型事業を招致するために国、県との関係を今以上に育てる考えがあるのかご所見をお伺いいたします。

続きまして、題目2つ目の産業振興に移り、初めに産業種別に応じた予算の配分について質問いたします。私たちの社会は第3次産業の就業人口がほぼ主体となり占めておりまして、会社勤めとして働ける環境が多ければ多いほど、地域が活性化されることはいうまでもありません。そして、その働ける環境を増やすためには、市内の企業が事業所を拡張するか、もしくは新たな事業所が市内へ新規参入するかに掛かるところでございます。かすみがうら市としては、奨励措置をストレートに補助金で応じられるほど、財源が豊かではありません。茨城県が行っている企業支援施策を活用し、事業所が県内で場所を探すのであれば、かすみがうら市には他の市に比べて好条件がなければ最終的に誘致につなぐことができません。これは決して初めから大きな好条件を用意して欲しいということではなく、当市にも場所はあるのだという選択肢をつくり、対外的に示して欲しいと願うものであります。かすみがうら市内の活性化を図るためには、近隣市町村に比べて法人税収や就職機会等を創出する具体的な施策が今のところ実施されておませんが、もし、かすみがうら市内の工業、商業地域へ進出される検討のチャンスがあった場合、地価や交通等の条件を勘案して他の市の候補地条件と同等の比較となった時に、市における奨励措置の有無が最終的に企業を誘致できる、できないに至るということになりかねないのであります。東京を企業流通の拠点と考えた場合、千代田石岡インターチェンジやJR神立駅の交通網があるものの、原則としてかすみがうら市以南の地域より各条件が良くなければ、進出の可能性は少ないと考えられるのであります。第三次産業の就業人口が増加する試算を踏まえ、市内における起業機会の支援策として、奨励措置による企業誘致施策についてお考えをお伺いするものであります。

続きまして、産業振興における市内の第一次産業ブランド化施策について質問いたします。昨日の一般質問において観光行政のご答弁がございましたが、私からは観光に限らず産業としてのレンコンや梨、栗、柿、ブドウ、ブルーベリーなど農作物の市を挙げての広告戦略をお伺いするものであります。昨日のお答えとしてはパンフレットの配布やインターネットなどのお答えがありました。特にお答えのマスメディアの利用、イベントの実施、これらについて精力的に行うことがブランド化として肝要であろうと考えるしだいでありまして。市の代表産物であれば、かすみがうら市の地域の価値を高めるために全面的に支援できる観光商工課というセクションがすでにございますけれども、こちらには予算が少なければその分歩いていただいて、どういう広告のやり方が効果的であるか是非実践していただきたいわけでありまして。業者委託しなければできないという考え方は捨てて、かすみがうら市の営業マンとして努力していただきたいものであります。かすみがうら市の就業人口の主体が、第三次産業が主体としてあっても、かすみがうら市の代表される産物は、現在第一次産業の資産となる農作物であります。旧町時代よりこれまでに培ってきた特産物を市としても引き継いでおりますが、市となった2年間において、第一次産業資産についての広告事業及び予算化が不足していた結果、私も含めた一市民としての客観的立場から各旧町の産物イメージが薄まり、相殺されてしまっている傾向があるものと感じております。市の名前を売り込むため、さらには市内の第一次産業をブランド化するために、今後、市として

対外的な売り込み、イベントや広告設置を具体的な事業計画としてどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

続いて、産業振興における交通基盤整備と産業基盤の整備との連携について質問いたします。産業の開発と振興は、まず道ができる事から始まります。しかし、このかすみがうら市にとっては、近隣の財政規模に一步でも、二歩でも早く近づき、増え続けるさまざまな住民ニーズに対応できる財政力になるため、交通基盤整備が費用効果を早く生み出せるように産業基盤整備としても連携した整備をする必要があると私は考えております。先ほども申し上げましたとおり大々的にイメージされる産業基盤整備を行う財力もこのかすみがうら市にはございません。そこであきらめるのではなく、当市の規模に応じた欲張り過ぎない産業基盤整備でいいのであります。具体的には交通基盤整備周辺の用途地区で産業に応じられる場所があるのでしたら、スポット的な部分的な上下水道管の接続環境の布設や電線、光ケーブル等の配線により、小規模な開発として少しでも喜ばれるような規模でよろしいのではないのでしょうか。当然コスト的には単に道路を通すよりは若干かかると存じますが、こういった取り組み姿勢が、地域価値の提案余地を生み出せるということに繋がるのではないのでしょうか。

今後展開される合併特例債による幹線市道整備の設計において、市内活性化を図るため、商工業地域への連鎖項目を勘案していただき、工業用にも対応した上下水道の整備や電力供給など、幹線道路周辺地区用途の可能性を限りなく引き出せる基盤整備を含めた設計を考えなければ、幹線道路は単なる通過道路になってしまい、せっかくの費用効果を縮めてしまうものであります。道路を設置する条件としては、交通渋滞の緩和、交通の安全性、地方譲与税の対象とするだけでなく、産業基盤整備への連鎖、連携を必ず同等以上の条件として計画していただき、道路設計・整備を発注する際には、設計事業者と施工事業者の提案を受けられる項目として、さらには入札における請負希望者の競争項目として位置付け、市内活性化に結びつけたいことから、合併特例債による幹線市道整備を産業基盤と連携する位置付けする考えをお伺いするものであります。

続きまして、産業振興における最後の質問であります。入札制度について質問いたします。昨日は、学校給食材料の地産地消の質問がありましたが、給食費は市の予算ではなく保護者からの実費負担を取りまとめて各学校で運用しているとのことでございますけれども、市の職員である調理員の皆さんが作っているのでありますから、入札で仕入れを決めてもよいものでしょう。しかし、談合を懸念されるあまり一般競争入札を推進することで、例えば、子供たちが食べる米もレンコンも梨も、地元の農産物活用ではなく、とにかく全国から安い値段で仕入れることだけが良いことなのではないのでしょうかということになってしまいます。市内事業者の地域を愛する心でいい仕事、いい提案をするのなら評価の対象とできる観念が立派に存在するのではないのでしょうか。一般競争入札の大幅導入は、企業努力を単に価格競争に結びつけ、デフレーション、物価の下落を誘発する短所となってしまうと考えられるものであります。企業の努力の評価は、仕入れや人足配置の裁量だけではなく、仕事の質を優先して考えなければ、累積する維持管理費の上昇を下げることができないと考えられます。行政における事業発注の考慮として、需要ばかりとらわれ価格のみを競争させることは、経済の循環を考える立場として大きな誤りと考えられ、今後は一地方公共団体としても需要と供給のバランスを考えなければ、行政の役割を担えず、日本経済の足を引っ張ることに成りかねないのであります。市内を活性化させることが責務であるかすみがうら市は、市内の事業者育成のためにも、地方自治法の発注に関する法令を遵守して、入札制

度を適宜に使い分け、市内の需要と供給のバランスを図らなければならないのであります。そのため、需要として単に価格で競争させるのではなく、発注事業の機会均等と事業保証を図るために、各年発注事業や単独発注事業の種類を問わず、企画提案、すなわちプロポーザルによる選定を基準として、入札制度において需要と供給のバランスを図らなければならないと考えるのであります。事業者規模を問わず市の発注事業の機会均等と事業保証を図るため、プロポーザルを基準として選定するお考えをお伺いいたします。

続いて、3番目となります教育行政の学校統廃合による教育の充実について質問いたします。先週3月10日土曜には下稲吉中学校の卒業式があり、私も出席させていただきました。生徒達の学校に対する熱い情熱を感じ、この気持ちに込めるためにも卒業生のふるさととして恥じないかすみがうら市のまちづくりに努め、卒業生が今後いろいろな街へ出て行ってもふるさとを後ろ盾に迷うことなく思い切ってチャレンジしていただけるような、地域愛を感じてもらえるような、かすみがうら市でありたいと切に願うものであります。また、卒業式会場の雰囲気も私が市役所の仕事として卒業式へ訪れました7、8年前に比べ、諸事情もあつてのためか、先生方の表情も非常にセンシティブ、すなわち敏感で緊張の張り詰めた雰囲気でもありました。私も議会だよりのために少しでもいい画角をカメラで撮りたいあまり、打ち合わせも無く職員の頃と同じように撮り歩いたところ、PTAの一部の方からやり過ぎではないかというご指摘をいただき、私も配慮が足りなかったと反省する次第であります。そのような状況を察し、大竹教育長を初め、学校の先生方、PTAの皆様が常日頃より学校教育の現場で大変気遣いでご苦労されているのであらうと感じた次第でもあります。先般、国の中央教育審議会において、教育関連3法の改正で地方分権における国の関与がたいへん論議され、教育界はまさに転換期を迎えているところであります。当かすみがうら市においても地域感情と将来的な財政状況を勘案した教育の充実が課題となっているところであります。中央教育審議会の試算でもあったように三位一体改革の国庫負担削減を受けると憲法の国民の等しく受ける権利の代表格である、義務教育について地域格差が発生してしまうのではと懸念されておりますが、しかしながら、かすみがうら市の実態はというと施設の差以前に、教育の根幹である友達の数、すなわち友情の数や共に競争して学ぶ数、他人から学ぶ数に地域格差があり、徒歩による通学距離や安全性を確保するばかりではなく、行政として人と人とのふれあいによる、心育める機会の格差を埋め合わせる努力が必要でないかと考えるものであります。また、当市の学校1クラス40名を上限とする通称、義務標準法による教室内の構成に基づくあまり、教育の公正を保つという考えに縛られることなく、教室内は児童生徒の数を若干減らし、教育を受ける側と教育する側に充実したゆとりを持たせ、教室外の学校を単位とした教育の公平公正を実現するべきと考えるものであります。さらに通学方法の検討がしなければならないものの、学校の統廃合という選択肢が、国の改革への対応と市の財政再編成や校舎老朽化の対応策、地域交流などとして市にとって大きな打開策になるのではと考えるものでもあります。少子化が進む中で、友達とより多く学べる環境を第一に、学校維持管理費の節減を図るべく、統廃合を行う考えをお伺いいたします。

続いて4番目となります環境行政の悪臭への対策について質問いたします。昨日の質問においても、悪臭に関する質問がございましたが、私からはその悪臭に対する法的措置をお伺いするものです。悪臭防止法は、その悪臭の要因たる場所が規制地域でなければ法の規制が適用できず、規制地域の指定についても、茨城県知事または特例市以上の市長でなければならず、仮に懸案の

地区を規制地域といたしましても、かすみがうら市地域内でなければ、かすみがうら市長が勧告、命令、罰則について発令することができないという法律の壁がございます。悪臭の要因が市外の隣接地域にあるとなると、悪臭防止法の限界から司法的解決により解決するほかに手立てが無いのであります。もし現状の紳士協定では解決に至らないのである場合、まず先決問題として糞と思われる悪臭の原因について、化学的、化け学的立証を市としてできているのかお伺いするものであります。そのためにも、市は調査費用を立て替え、負担しなければならないと考えられます。また、許認可を行う茨城県より糞を取り扱う事業許可の審査項目として、糞の発生量と建造物における脱臭層の割合や構造が適合しているか否か、さらには、許可基準として、アンモニア要素の要因となる湿度の管理や構造が適合しているのか、市として情報を把握しているのかお伺いします。先般の定例会において、悪臭の発生箇所とされる事業者が、平成19年3月を目標に対処するとの記述がございますけれども、さらには昨日もお答えがありました。今後改善に至らない場合、司法的解決を市として容認、さらには市として提訴する考えがあるのでしょうか。さらには、国・県の所管における公害紛争処理制度に申請する考えはあるのかどうかお伺いいたします。

最後5番になります福祉行政の高齢者や障害者に応じた雇用、そして請負の機会についてご質問いたします。障害者雇用事業者の税制特例措置のほか、障害者雇用の先進事例として、某地方公共団体において、障害者の雇用の促進等に関する法律に即した諸条件を満たす事業者を障害者多数雇用事業者として認定し、指名競争入札や随意契約において優遇する措置を行っている事例があります。先般施行された障害者自立支援法や障害者の雇用促進等に関する法律により、障害者にとっても必要なものは隔てなく働ける環境であり、社会としても障害者への理解を等しく学ばなければならないということから、私達のこれまでの社会のあり方を根本的に見直さなくてはならないと痛切に感じるものであります。障害者自立支援法においては、障害者の方の原則1割負担となり、さらには市がサービスの主体となりましたが、本法の現状課題となる働くことが困難な障害者の方への対応としては、地方自治体が福祉費肥大を抑制する施策としてそして財政努力により原則1割を埋め合わせることができる自立を社会とともに課せられたものと私は解釈したいと存じます。さらには、少子化、高齢化が進む社会構造を支えるためには、高齢者も等しく働ける環境づくりをしなければならないことは、誰もが理解していることではあります。実際として実現し難い現状課題でもあります。これらの状況を自治体としては、真っ先に手を上げてリーダーシップを地域で発揮しなければ、地域の収益循環に障害者の方や高齢者の方が加わるようなルールを敷くこと、すなわち予算ではなく実行が必要と存じます。障害者自立支援法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律等に応じた市の事業展開で、事業所等に雇用機会について依頼することをお伺いいたします。以上、私からの一回目の質問といたします。

○議長（矢口栄造君）

答弁を求めます。市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員のご質問に、お答えをいたします。

議員には、初質問ということでもありますけれども、これまでの行政経験を活かしたですね、大変対極的なそしてまた専門的なそして若者らしいですね、非常に前向きなそういったご提言、ご質問、大変私も敬意を感じた次第であります。

はじめに、行政全般について、お答えをいたします。税源移譲の見込みにつきましては、予算内示会でご説明申し上げましたように、税源移譲により削減された額に見合う市民税の確保は、当初予算上はなされているものと捉えております。しかし、税源移譲に伴う市民税の改正については、所得税から市民税に税源を移し換えた措置でありまして、平成19年度の決算額によっては、実質収入に減が生じるかどうか不透明な点が多々あるため、今後、注視してまいりたいと考えております。

次に、納税推進課の業務範囲については、特に、税を主軸とした収納率向上を目指し設置したものであります。保育料等につきましては、関係部課担当の事務といたします。

次に、自主財源の維持についてであります。ご存知のように、自主財源につきましては、市税、分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入などを指し、この中で、圧倒的に多額を占めるのが市税であり、本市の平成19年度予算においても、35%を占めております。自主財源の割合は、行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度であるため、一般的には、市税の割合を増加することが、自主財源の維持と確保であると言われております。一方、本市の市税は、主に標準税率を採用していることにより、調定額にも限界があるため、財源不足の対策としては、歳出削減を軸とし、併せて分担金及び負担金、使用料、手数料、諸収入などの見直しによりまして、自主財源の維持を図りたいと考えております。また、私は分権社会の到来の中で、長期的には地域の活性化を進めることが大事だと思っており、地場産業の育成や企業誘致について、前向きに研究し推進をしたいと考えております。議員の皆様方からも、ご提言などをいただければと思いますので、よろしくご厚意申し上げたいと思います。

次に、三位一体改革と行政評価について、お答えをいたします。三位一体改革につきましては、全国市長会でも財源移譲の完全移譲を強く要請をしており、注目しているところでございます。本格的な地方分権時代の始まりにより、自治体には地域住民の方々々と力をあわせた行政運営が求められているところであります。従来の行政では、施策や事業の内容の説明について、そこにどのくらいの額の予算が投じられたか、それによって施設がどれだけ整備されたか、あるいはどんな活動ができたのかという見方で説明をされてきました。しかし、私は市長就任以来、自治体の厳しい財政状況の中で、これからは、行政サービスのあり方を市民の目線で追求する必要があることを痛感しているところであります。公約でも申し上げてまいりましたように、経営の視点からも民間手法の導入や時代に即した政策を研究し、変革期の時代に対応しなければならないというふうを考えているところであります。国におきましては、事業の効果を指標で表すいわゆる成果指標を用いて、毎年度、業績の分析と評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に向けた目標値を住民に提示するという行政経営手法により公共事業を実施しているところであります。ご指摘の、行政評価につきましては、ご提言いただきました計画と結果を分析すると、こうした新たなシステムを構築して歳出削減を図ってはという内容かと思っております。市におきましても、いろいろと知恵を絞って歳出削減を行っている状況でございます。現在導入を検討しております行政評価システムも有効な手段として早々の導入を図るとともに、今後も、限られた財源の中で、いかに市民の方々に満足していただけるサービスが行えるかを研究してまいります。

次に、道州制の関係について、お答えをいたします。地域資源として価値のある事業をとということですが、市民にとっての価値を高めるためには、ハードばかりではなく、ソフトとの連携が必要であると考えております。私は、まちづくりは、市民の皆様方が誇りと夢をもてる内政面と

あわせて、県や近隣市町村の中で、魅力的なかすみがうら市らしさのある対外的評価を受ける政策などを、総合的に取り組む必要があると考えております。具体的には、事業の実施にあたっては、計画の段階から市民の皆さんに公開をし、意見を伺い、決定していく。建設にあたっては透明性を確保する。さらに運営にあたっては協働を進めていく。このような過程を踏まえることで、市民の事業に対する理解と愛着を深め、価値を高めることができるのではないかとこのように考えております。さらに、かすみがうら市民としてのふるさと意識、郷土愛が醸成されるとともに、イメージアップ戦略などを進めることによって、地域としての価値が高まるのではないかとこのように考えております。新たな市町村合併に対する考え方につきましては、昨日、桂木議員にお答えしたとおりでございます。

次に、合併特例債の関係について、お答えをいたします。ご案内のとおり、合併特例債事業につきましては、新市の一体性の速やかな確立や、均衡ある発展のための公共的施設の整備、さらには、新市建設計画を総合的かつ効果的に推進するための公共的施設の統合整備等として、新市建設計画に位置付けられた事業であります。市総合計画におきましても、その考えを踏襲し、重点的な事業として位置付け、実施にあたっては、精査・検討を踏まえながら、その実現に努めてまいりたいと考えております。合併特例債事業につきましては、合併合意における両町の思いというものを尊重すべきであるというふうに考えております。私といたしましては、限られた期間の事業ということもあり、着手した事業につきましては、見直しは行わない基本的な考え方の中で、残された事業も含め将来の方向性については、皆様のご提言などを踏まえて、議論してまいりたいというふうに考えております。

第2点目の産業振興について、お答えをいたします。産業種別に応じた予算の配分について、商工業の企業誘致、振興をどうするかということですが、工業につきましては、土浦・千代田工業団地、逆西工業団地、向原工業団地、西山工業団地、天神工業団地の5つの工業団地と加茂工業地区に53社の生産性の高い企業が立地しており、中には敷地拡張等を検討している事業所もあります。また、加茂工業地区には、未利用地があり、新たな企業誘致が望めます。このような中、私は、活力ある地域づくりのために、積極的な企業誘致が必要であるという認識をしており、過日、担当部署に調査等を指示したところでございます。企業誘致施策につきましては、工業地域全体の土地利用等の動向調査を進め、県及び商工会や関係機関との連携を強化し、情報提供の迅速化を図り、各種融資制度の充実や優遇処置などを検討し、新たな企業立地へ魅力アップに努めてまいりたいと考えております。商業につきましては、国道6号沿いや稲吉地区などに大型店が進出し、商業の集積が進んでおりますが、地域の居住者に向けた個人経営の店舗が減少しているのが現状であります。このような中で、安定した商業活動を支援するため、商工会を中心とした情報の提供や指導、相談体制の充実に努め、店舗改装や設備導入など経営の近代化を促進する各種融資制度の充実や優遇措置を検討し、消費者ニーズに対応した商店経営の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、第一次産業のブランド化の関係につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、交通基盤整備と産業基盤整備との連携について、お答えをいたします。ご提言がありましたように、幹線市道整備にあたっては、豊かな地域特性と資源を活用できるよう積極的な事業推進と新しい産業誘致と産業振興による雇用の創出や流通の拡大等、投資効果を期待要素として

とらえており、今後、検討すべき課題とさせていただきます。

次に、入札制度につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の教育行政については教育長から、4点目の環境行政、5点目の福祉行政につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（矢口栄造君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

教育行政の中で、学校統廃合による教育の充実について、お答えいたします。

ただいまいくつかの視点からご提言がありましたが、まず義務教育における地域格差、いわゆる学校規模の是正を図り、人と人とのふれあいによる心育む教育の機会が均等に図られる、公平、公正な教育環境の創出を目指す視点が必要ではないか、とのご意見でございますが、そのような理想的な形が実現すれば大変素晴らしいと感じております。学校統廃合を選択肢のひとつとして示していただきましたが、学校の統廃合につきましては、これまでも、何人かの議員さんから、ご質問・ご提言をいただいておりますので、担当部門を中心に、将来展望として、検討を重ねているところでございます。現状としては、学校施設の老朽化に伴う改築や耐震化への対応など、さまざまな課題の解決に向けた取り組みをしているところでございますが、財政的にも大きな負担が見込まれます。また、地域の皆様方のご理解、ご協力もまた必要不可欠な要件であると思っております。このような現実と将来の見通しを踏まえ、より充実した教育環境をどのように確保すべきか、という視点に立って、これからの学校施設整備のあり方やより良い教育環境づくりについて、さまざまなご意見を拝聴しながら考えてまいりたいと存じております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（矢口栄造君）

環境経済部長 菅谷憲一君。

[環境経済部長 菅谷憲一君登壇]

○環境経済部長（菅谷憲一君）

それでは古橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

最初に、第一次産業のブランド化の関係についてお答えを申し上げます。ご承知のとおり、本市は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、地域の特色を活かした第一次産業が古くから盛んに行われてまいりました。特に、千代田の梨をはじめとする果樹、霞ヶ浦地区のレンコンをはじめとする米や野菜などの農産物、さらには霞ヶ浦の水産物の産地として知られ、二町の合併によるそれぞれの地域ブランドの相乗効果により、イメージアップを図るべく取り組んでいるところでございます。ご質問の合併前後における第一次産業の所得等の推移についてでございますが、毎年、天候等の気象条件等により生産量と産出額等が左右されることもございますので、現段階で、推移を判断することは難しいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。しかし、農産物におきましては、消費者ニーズの変化や輸入農産物の増加など、水産物におきましては、水産資源の減少などが危惧されるとともに、第一次産業全般において、従事者の高齢化が進行しておりまして、今後、より一層の地域特産物の維持・発展に向け積極的に取り組みを行う必要があると認識をしております。特産物のブランド化につきましては、各生産団体の消費宣伝

活動に対する支援を継続してまいります。また、観光面につきましては、昨日、中根議員にお答えしましたとおり、地域資源のネットワーク化、観光イベントの充実、情報発信体制の強化、さらには観光マップの統一化などを図りまして、多様で魅力ある観光地づくりを進める中で、ブランド化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、悪臭への対策についてお答えを申し上げます。悪臭に対しての基本的な対応の考え方につきましては、昨日、桂木議員にお答えをしたとおりでございます。当市に隣接の養鶏場につきましては、昨年の12月に、市において特定悪臭物質濃度分析を実施するなど、対策等の検討に努めているところでございます。

次に、ご指摘の施設につきましては、県の生活環境の安全等に関する条例に定めております悪臭特定施設に該当をし、条例に定めている管理基準を満たしているとの県の見解を得ております。なお、この施設内容は、県への届出書によりまして確認をしております。

次に、今後改善に至らない場合はどうするのかとのご質問でございますが、市といたしましては、これまでも何回か申し上げているとおり、平成16年度に締結をしました協定書に基づき石岡市と連携及び県の協力等を得ながら今後も指導をしてまいりたいと考えているところでございます。また昨日佐藤議員にお答えをいたしました、4月から稼働予定の鶏糞乾燥装置の効果を見極めてまいりたいと考えているところですので、現在のところ、議員ご指摘の提訴等は考えておりませんのでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（矢口栄造君）

総務部長 武田芳樹君。

[総務部長 武田芳樹君登壇]

○総務部長（武田芳樹君）

古橋議員のご質問にお答えをいたします。

入札制度について、事業者規模を問わず市の発注事業の機会均等と事業保証を図るため、プロポーザルを基準として選定する考えはということですが、地方公共団体が、事務を処理する場合には、地方自治法第2条に、最少の経費で最大の効果を上げることが規定されております。公共工事の入札を行う場合にもこの規定が適用されまして、競争力を高めて少ない経費で目的が達成されることが望ましいものと考えられますが、一方では、価格競争の激化によりまして、著しく低額での受注、いわゆるダンピングが行われることが危惧されます。このダンピングが行われますと、粗雑工事・手抜き工事の危険が増すとともに、不当に低い金額で下請けを採用するいわゆる下請けいじめが起こることや最悪の場合には施工途中で資金繰りに困り会社が倒産し、契約の履行ができなくなるなど、住民に不利益をもたらす結果になることも考えられます。このようなことから、市の入札制度につきましては、公平で公正に競争が行われ、適正な価格で契約締結ができるように検討を重ねているところでございます。また、市内を活性化させることは市の責務でもあります。そのため、事業者の育成が必要とのご質問でございますが、この件につきましても、入札制度の検討の中で進めていきたいと考えております。

企画立案を求める入札の方式につきましては、価格のみによる競争ばかりでなく、価格に加えまして価格以外の要素も総合的に評価をして落札者を決定するプロポーザル方式や今後は総合評価方式の導入が国においても進められていると思っております。こういうのを参考にしながら、新しい制度についても実現に向け検討をしてまいりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。以上で

す。

○議長（矢口栄造君）

保健福祉部長 山中修一君。

[保健福祉部長 山中修一君登壇]

○保健福祉部長（山中修一君）

古橋議員の福祉行政についてお答えいたします。

障害者自立支援法が昨年4月に施行されてから、早や1年が過ぎようとしております。ご案内のように本法の最終目標は、より多くの障害者の方々が自立することであり、そのための支援や訓練、活動の場の提供、受け皿の確保等、自立支援給付と地域生活支援事業としての制度化したものであります。障害者の雇用促進については、現在、土浦市の茨城県南部障害者雇用支援センターを中心に、ハローワークと連携調整を図りながら、促進に努めております。特に自治体での障害者雇用をということではありますが、障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた雇用率の割合といたしましては、一般企業の場合1.8%、県及び地方公共団体が2.1%、県教育委員会が2.0%となっております。ご質問でもありましたが、地方公共団体等が率先して雇用をすることが求められておりますので、今後は雇用状況を踏まえまして、関係部署等との連携により取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者の雇用につきましては、現在、社団法人シルバー人材センターでの会員拡大を推進いただき、促進に努めているところでありますが、国では段階的に定年の順次引き上げ、継続雇用制度の導入等による65歳以上での雇用機会の確保、高年齢者等の再就職援助の強化などの措置が講じられたところであります。現状では、高齢者等の雇用安定等に関する法律に応じた事業展開の中での、事業所等への依頼につきましては、実施にいたっておりませんが、シルバー人材センターが受け皿の一つでもあり、高齢者を支援する役割も大きいと考えておりますので、今後とも、就業機会の開拓を通して会員の拡大を推進していただくよう支援しながら、雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[13番 藤井裕一君退場 午前11:15]

○議長（矢口栄造君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

私からのちょっとボリュームが多すぎる質問に、お答えをいただき誠にありがとうございます。私の行政全般の質問で、今後ですね、本定例会の議案になっておりますけれども、納税推進課、こちらがですね、来年度から堅実なご活躍を切に願うことであります。

それから行政評価事業ということで、仕事としては大変ハードな仕事かとは存じますが、私が申し上げました一般質問の特例債に関する事項やですね、他の教育や環境、福祉の問題等も含めて行政評価事業が効率的な発揮をしていただきますようお願い申し上げまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（矢口栄造君）

1番 古橋 智樹君の一般質問を終わります。